

茨城町自転車活用推進計画の位置づけ（国・県等の動向）

国の動向

■自転車活用推進法（平成29年5月施行）

【基本理念】

環境・災害・健康増進・渋滞緩和等の分野において自転車の活用が効果的であることから、国を挙げて自転車の活用を総合的・計画的に進めるもの

【地方公共団体の責務】

国との適切な役割分担を踏まえ、実情に応じた施策を実施

■自転車活用推進計画（平成30年6月閣議決定）

【位置づけ】自転車活用推進法第9条に基づき、我が国の自転車の活用の推進に関する基本となる計画

【内容】交通安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資する計画

■安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月改定）

・自転車ネットワーク計画の基本方針や計画目標に応じて選定された“面的な自転車ネットワークを構成する路線”を対象として、安全で快適な自転車利用環境を創出するための実務的な検討事項等を取りまとめ



県の動向

■いばらき自転車活用推進計画（平成31年3月策定）

【計画策定の背景】

環境や健康意識の高まり、サイクルツーリズムを通じた地方創生の取組の活発化や、県内において交通渋滞、環境負荷、高齢化等に伴い増大する医療費・新たな移動手段の確保が課題

【施策目標】観光面と生活面の双方向からのアプローチ

- ①サイクルツーリズムの推進による地域の活性化
（豊富な地域資源を活用した仕掛け作り）
- ②自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備
（全県におけるモデルルートの整備）
- ③自転車事故のない安全で安心な社会の実現
（学校や地域が連携した通学路安全マップの作成）
- ④自転車を活用した県民の健康増進
（ヘルスケアポイント事業）

【計画期間】令和元年～令和3年度の3年間

■いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドライン（令和2年3月策定）

・いばらき自転車ネットワークを構成している県全域を対象に、サインや標識等の整備、危険箇所対策等を迅速かつ円滑に推進するための基準を策定

■大洗・ひたち海浜シーサイドルート利活用推進協議会（令和2年11月設立）

【目的】

「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」の沿線市町村及び民間企業等の関係者が連携し、地域の情報発信や誘客促進等の取組を一体的に推進することにより、交流人口の拡大等による地域の活性化を図る

【構成市町村】日立市、ひたちなか市、大洗町、東海村、水戸市、小美玉市、茨城町

■いばらき県央地域観光協議会

【趣旨】

自転車の積極的な活用に向け、圏域内に点在する魅力ある資源の組み合わせによる新たな観光需要の掘り起こしを図るべく、観光施策に取り組む

【取組】

サイクルツーリズムの推進
（自転車で「歴史や文化」「食」等を楽しむ散走をテーマとした周遊ルートを設定）



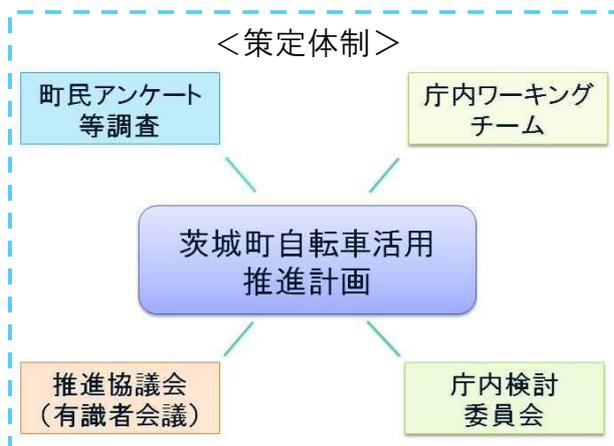
茨城町自転車活用推進計画

- ・自転車利用環境の現状・課題
- ・自転車利用環境向上の方針・具体的な施策
- ・茨城町自転車ネットワーク計画
- ・実施スケジュールと推進体制、計画のフォローアップと見直し 等

茨城町自転車活用推進計画の策定について

1. 策定の目的

- 自転車を活用したまちづくりの推進は、生活面及び観光面等において、社会的・経済的な効果が期待される
- 本町においても、自転車を交通手段のみならず、日々の生活・観光面において重要な役割と認識し、「茨城町自転車活用推進計画」を策定することにより、自転車に関する施策を推進していく



2. 計画策定に向けたスケジュール(案)

